

(仮称) 大庄健康ふれあい体育館新築工事基本設計業務委託 成果物一覧

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(a) 建築 (総合) <input checked="" type="checkbox"/> 建築 (総合) 基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工程表	各 1 部	(4)部		A 3 判
(b) 建築 (構造) <input checked="" type="checkbox"/> 建築 (構造) 基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(4)部		A 3 判
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(4)部		A 3 判
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(4)部		A 3 判

(e) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(4)部		
(f) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	(4)部		

(注)：構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中にも含めることができる。

- ：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- ：成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 3 判製本各 (4) 部とし、設計原図はケース収納とする。
- ：新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- ：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム R I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。
- ：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- ：BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)」による。
- ：概略工事工程表の作成に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成 30 年 2 月)を参照し、適正な工期を設定する。

設計著作権に関する特約条項

(著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。
二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。